

2019年度同志社大学大学院司法研究科  
後期日程入学試験問題解説  
民事訴訟法

(民事訴訟法)

---

【問題解説】

本年度後期日程の民事訴訟法の問題は、簡単な設例をもとに、当事者がどの裁判所に訴えを提起することができるか、そして、前訴確定判決の既判力が後訴に対してどのように作用するかという問題を通じて、民事訴訟法の基本的な概念、論点を正確に理解しているかどうかを問うものである。

まず、問(1)では、Xが、第1訴訟をどの裁判所に対して提起することができるか、この事件について複数の管轄裁判所が存在する場合にいずれの地の裁判所に管轄権を認めるべきか、という土地管轄についての正確な理解が問われている。ここでは、まず、被告Yの住所地である大阪市に被告の普通裁判籍が認められ、それを根拠として、同地を管轄する大阪地方裁判所に管轄権が認められる(民訴法4条1項)。さらに、第1訴訟が甲地の所有権確認の訴えであることから、特別裁判籍となる不動産の所在地として、同地を管轄する京都地方裁判所に管轄権が認められる(民訴法5条12号)。

次に、問(2)では、第1訴訟が係属中、Yが甲地の所有権確認の訴えをどの裁判所に提起すべきか、管轄権の問題にとどまらず、第1訴訟の存在が消極的な提訴要件となっていることを踏まえて検討することが求められている。Yが、たとえば、第1訴訟が係属する裁判所とは異なる神戸地方裁判所(Xの住所地の管轄裁判所)に訴え(別訴)を提起したとき、この訴えは、重複起訴禁止原則に抵触するおそれがあることを指摘できる(民訴法142条)。すなわち、同一不動産の所有権の帰属をめぐる同一当事者間の事件であり、いずれも所有権が認められるとの判断がなされる場合には、矛盾関係として既判力が抵触する関係にあたる。そして、本件売買契約の成否などが争点となることが予想され、審理が重複する懸念もある。そこで、Yは、第1訴訟が係属する裁判所に反訴を提起することが考えられる。確かに反訴であっても、両請求にかかる弁論が分離される可能性がある以上(民訴法152条1項)、重複起訴禁止原則に抵触するおそれがあることは否定できない。しかし、裁判所が適切に訴訟指揮をし、併合審理が維持されるかぎりにおいては、審理の重複や既判力の矛盾抵触という懸念は生じない。むしろ、Yの反訴を許容したほうが、甲地の所有権がYに帰属することを既判力でもって確定することができ、甲地の所有権の帰属をめぐる紛争の一回的解決かつ終局的解決をはかることが可能となる。

最後に、問(3)では、まず、既判力の意義・趣旨を踏まえた上で、第1訴訟と第2訴訟の訴訟物がどのような関係に立つかを明らかにすることが求められる。設例では、第1訴訟が第2訴訟の先決的關係にあり、第1訴訟の既判力が積極的または消極的に作用する結果、裁判所は、第1訴訟の主文の判断である基準時においてXに甲地の所有権が帰属するという判断を前提として、審理をすすめるなければならない。その上で、裁判所は、第1訴訟の基準時である口頭弁論終結後、判決が確定した後にXとの和解契約によって甲地を取得したというYの抗弁が理由のあるものかどうかを審理し、和解契約の存在が認められれば第2訴訟の請求を棄却し、その存在が認められなければ第2訴訟の請求を認容する、との判決をすべきことになる。